

< 基調講演 4 >

「消費者庁における資源循環の取組について」

消費者庁 消費者教育推進課

課長補佐 久保美奈海

エシカル消費・サステナブルファッションの推進

- 消費者庁は公正かつ持続可能な社会の形成に消費者が主体的に参画する社会構築のためエシカル消費^{*}の普及啓発を実施
 - ※ 地域の活性化や雇用等を含む人や環境に配慮した消費行動
- 衣類の製造は原材料調達や染色等による水消費やCO2排出等の環境負荷が大きく、サステナブルファッションの実現に向けた取組が求められている
- 経済産業省、環境省とともに関係省庁連携会議において取組。消費者庁は消費者の行動変容に向けて有識者等と連携した情報発信を実施

特設サイト「サステナブルファッション習慣のすすめ」

- 具体的な行動のヒントを伝えることで、行動する人の輪を広げる
- 消費者が実際の行動に移しやすい仕掛けとして、ヒントに関連する事業者等の具体的な取組事例のリンクを設定
- 事業者においても、サステナブルファッションの推進に向けた取組が進められており、その一例を紹介

消費者庁ウェブサイト「サステナブルファッション習慣のすすめ」ページ



関係省庁との連携

(サステナブルファッションの推進に向けた関係省庁連携会議決定 (令和3年8月20日))

- 消費者庁、経済産業省、環境省の3省庁が連携し、生産・流通から廃棄・循環までの各段階に応じて、事業者及び消費者の双方に向けた取組を計画的に進めるとともに、制度面を含めた課題の整理・検討を行っていく。



SNS等を活用した情報発信

- サステナブルファッションに関心を持ち、実践する人の輪を広げるため、SNS等を活用し情報発信
- エシカル消費行動の活性化を促すため、プラットフォーム「オンラインコミュニティ」を設置し、消費者庁の取組みだけでなく消費者一人一人取組みを発信し共有
- 若年層への普及啓発を目的とし、令和5年3月にInstagram公式アカウント「消費者庁エシカル消費」を開設し、動画等を活用した情報発信を実施



学校で出前講座実施、イベントにてワークショップ実施

- 小・中学校に出向いて、「エシカル消費」について知るとともに、社会課題の解決につながる買物の仕方について学ぶことを目的とした出前講座を実施。
- 学校授業等で活用できるようにアレンジした指導者向け解説書や動画等を使用。
- エシカル消費を体感してもらえるワークショップを開催。

【小学校出前講座の様子】



【ワークショップの様子】



普及啓発資材の作成

- 学校で活用できる教材も作成・公開。各地イベント等で提供・貸与。



令和7年度消費者月間の普及・啓発について

- 消費者保護基本法（現消費者基本法。昭和43年5月30日施行）の施行20周年を機に、昭和63年から毎年5月を「消費者月間」とし、統一テーマを設定して消費者・事業者・行政が一体となって、消費者問題に関する教育・啓発等の事業を集中的に実施。
- 今年度の月間テーマ：明日の地球を救うため、消費者にできること グリーン志向消費～どのグリーンにする？～

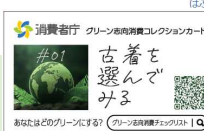
統一テーマ



グリーン志向の消費行動に関するチェックリスト

消費者の行動変容を促すため、身近な消費から行動に移せるよう、グリーン志向消費に関する行動チェックリストを作成し、HPで公表。

- ▶ 1. 占拠を選んでいる
- ▶ 2. 服をシェアする
- ▶ 3. 長持ちする服を選ぶ
- ▶ 4. 服で温度調節する
- ▶ 5. 服のケアを行う
- ▶ 6. 服のストリーを知る
- ▶ 7. 服の生涯を考える
- ▶ 8. 食べ残しをしない
- ▶ 9. 食べられる量を意識する
- ▶ 10. 冷蔵庫を整理する
- ▶ 11. 料理の省エネを意識する
- ▶ 12. 野菜を多く食べる
- ▶ 13. 家庭菜園をしてみる
- ▶ 14. リユース容器を使う
- ▶ 15. 水の処理も考える
- ▶ 16. オrganic食品を選ぶ
- ▶ 17. 3R10運動を実践する
- ▶ 18. 地産地消を実践する
- ▶ 19. 必要なだけ買う
- ▶ 20. 物の手放し方を考える
- ▶ 21. 認証ラベルを探す
- ▶ 22. 省エネ家電を使う
- ▶ 23. 3R商品を選択する
- ▶ 24. 車のシェアを検討する
- ▶ 25. 再エネ導入を検討する
- ▶ 26. 断熱リフォームを検討する
- ▶ 27. マイックを使う
- ▶ 28. 過剰包装を断る
- ▶ 29. マイOCを利用する
- ▶ 30. 車を自転車に代える
- ▶ 31. テレワークを実施する
- ▶ 32. 分別を徹底する
- ▶ 33. 室内温度を見直す
- ▶ 34. 給湯器の設定温度を低くする
- ▶ 35. 節水を心掛ける
- ▶ 36. 温水洗浄便座は、使わない時はふたを閉める
- ▶ 37. 冷蔵庫を開けている時間を短くする



← 行動チェックリストの項目と紐づいた、グリーン志向消費コレクションカードをシードペーパー(花紙や和紙)で作成。

HPにて、各チェックリストの項目の解説も掲載

服の生涯を考える
<p>あなたへのためのグリーン志向消費は「服の生涯を考えながら購入するとき、手放すときこそ考えよう」です。</p> <p>持続可能な社会の実現のために、服の生涯について考えてみませんか？</p>
<p>解説(あなたが行動したいと思うこと)</p> <p>服の生涯の解説は30分程度です。ぜひ自分のペースで解説を作成してください。これは東京タワー約50階の高さの壁面になります。興味がない方は閲覧を中止してください。</p>
<p>行動のヒント</p> <p><手放し方> 服の手放し方は様々です。あくまで一例ですが、自身の衣類の状況や季節に応じた、フリマサイトや古着・リユースショップに持ち込む、知り合いに譲る、リメイクするなど、また、これらを手放し方は、服の購入履歴なども活用してとりたいかもしれません。</p>
<p>関連リンク</p> <p>○ サステナブルファッション(関係省)</p>

消費者月間シンポジウムの開催

- テーマ：明日の地球を救うため、消費者にできること グリーン志向消費～どのグリーンにする？～
- 日時：5月19日(月)14:00~16:00
- 内容：
 - 【基調講演：「気候の危機にどう向き合うか」】
江守 正多 東京大学 未来ビジョン研究センター 教授
 - 【トークセッション：「わたしのグリーン志向消費」】
●登壇者：江守 正多 東京大学 未来ビジョン研究センター 教授
馬場 裕之 消費者庁食品ロス削減推進アンバサダー
梨田 梨利子 エシカルライフ研究家
笹川 瑞希 横浜国立大学4年
白石 優和 前橋工科大学4年
 - コーディネーター：黒田 啓太 消費者庁消費者教育推進課長
- 場所：イノホール&カンファレンスセンター(対面・オンライン併用)



地球環境の危機感を共有するための啓発資材

地球環境の現状や課題について、適切な危機感・問題意識の醸成につながる情報を消費者に提供・発信する啓発資材を公開。



食品ロスの削減の推進の取組

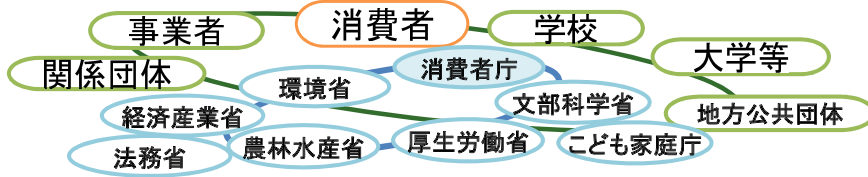
《我が国の食品ロスの状況》

事業系231万トン
家庭系233万トン

- ・食品ロス量は年間464万トン（令和5年度推計）
≒国連世界食糧計画（WFP）による食料支援量（約370万トン）の1.3倍
- ・年間1人当たりの食品ロス量は37kg
≒毎日1人あたりおにぎり1個を捨てている計算

持続可能な社会の実現

多様な主体が連携し、国民運動として食品ロスの削減を推進



食品ロス削減に係る背景

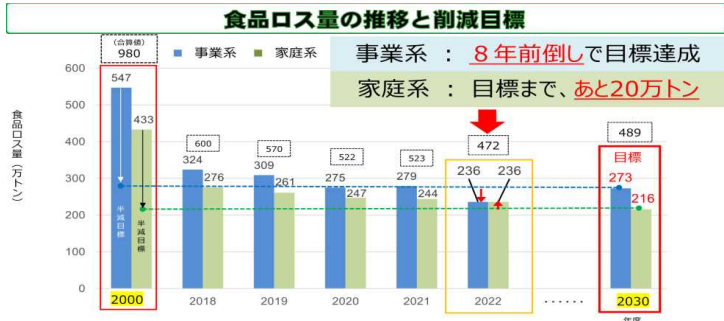
- ▶2019年10月に施行された「食品ロスの削減の推進に関する法律」に基づき、2020年3月に「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」を閣議決定。事業系食品ロス及び家庭系食品ロスそれぞれで、2000年度比で2030年度までの半減目標を設定。
- ▶直近（2022年度）の食品ロス量は着実に減少。特に**事業系食品ロスについては、半減目標を8年前倒しで達成**したことから、2024年3月に閣議決定した第2次基本方針において、**新たな目標として60%減**と設定。**家庭系食品ロスは半減目標まであと20万トン**。

「食の環（わ）」プロジェクトの取りまとめとその発信について

- ▶「食品ロス削減」や「食品寄附促進」に加え、「食品アクセスの確保」に向けた取組を関係府省庁や地方公共団体が縦割りに陥ることなく、一体的に取り組めるように、**食品ロス削減、食品寄附促進、食品アクセス確保の3つの施策を包括する概念**を食でつなぐ共生社会の実現に向けた「**食の環**」と呼ぶことについて、関係府省庁で申合せ。
- ▶今後、関係府省庁は、各種施策において、「食の環」プロジェクトの一環であることや、「食の環」共通のロゴマークを使用して、ワンボイスで発信する。（ロゴマークは、行政だけでなく、民間も利用可能）

＜「食の環」プロジェクトに向けた施策の全体像（概要）＞

食品ロス削減	（食品の）経済的アクセス	（食品の）物理的アクセス
排出削減の取組 （公表・商標目録見直し・国民運動等）	食料提供に向けた体制づくり （地域の関係者が連携して取り組み協議会の設置等支援）	移動販売等への拠点となる施設整備
食品寄附の促進 （期限表示、保険、DX）	食料提供に資する体制づくり （食料支援等を通じたつながり創出）	店舗への交通手段の確保
フードバンク・こども食堂等を通じた食品寄附への支援 （食品寄附ガイドライン作り、フードバンク・こども食堂等の志願支援等）	フードバンク・こども食堂等への食料提供 （備蓄米無償交付等）	移動販売等で店舗を届ける （ラストマイル配送支援等）
食べ残し持ち帰り促進 （持ち帰りガイドライン作り）		食品アクセスの状況や対策事例等



関係府省庁による発信文書等において、左記のいずれかの「食の環」プロジェクトロゴマークを使用。また、一定の要件の下、民間団体等にもロゴマークの使用を認める。

消費者庁による食品ロス削減の取組

＜チラシ・ポスターによる啓発＞



＜食品ロス削減特設サイト・SNSでの情報発信＞



＜10月食品ロス削減月間における啓発強化、食品ロス削減全国大会や表彰、その他イベントの開催＞



＜地域に根ざした食品ロス削減を推進する人材（食品ロス削減推進サポーター）の育成＞



＜食材をムダにしないレシピの発信＞



＜食品ロス削減川柳コンテストの開催＞



＜食品の期限表示（賞味期限・消費期限）の理解促進＞



＜絵本を活用した幼児への啓発＞



＜年末年始の「おいしい食べきりキャンペーン」実施とすみっこぐらしとのコラボポスター＞



＜食品ロスによる経済損失及び温室効果ガス排出量の推計と公表＞

＜季節商品について、事業者への需要に見合った販売の促進と予約販売の活用など消費者への呼びかけ＞

2023（令和5）年度 食品ロスによる経済損失・温室効果ガス排出量の推計結果



食品ロスの削減にご協力ください

- 恵方巻きは食べられる分だけ予約購入して食べよう！
- 自宅で作った料理も残さずおいしく食べよう！



食品ロスを減らす店舗での取組の促進

消費者庁、農林水産省、環境省、一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会が連携し、小売店舗において、消費者に対し、商品棚の手前にある商品を選ぶ「てまえどり」を呼びかける取組を実施。

【てまえどり】
日頃の買い物の際、購入してすぐに食べるものについて、商品棚の手前にある商品等、販売期限の迫った商品を積極的に選ぶ行為。



すぐに食べるなら、手前をえらぶ。

『てまえどり』
にご協力ください。

食品ロス
ゼロをめざして

みんなが目指そう、地球にやさしいお買い物。

消費者庁 農林水産省 環境省

商品パッケージに川柳コンテスト作品を使用した普及啓発

10月の食品ロス削減月間にあわせて、株式会社 明治の牛乳やヨーグルト等の製品パッケージに、川柳コンテスト受賞作品を掲示していただけることになり、令和7年8月に、先駆けて伊東大臣（当時）と八尾社長との会談を実施。



（八尾社長と懇談する伊東大臣（令和7年8月当時））

大阪・関西万博における食品ロス削減の啓発

万博会場内の飲食店の協力のもと、ポスター、三角POP、ステッカー等を掲示し、食事の食べきりを呼びかけ。



食べ残し持ち帰り促進ガイドラインの策定と周知

事業者・消費者双方が安心して食べ残しの持ち帰りを促進することができるよう、事業者が民事上・食品衛生上留意すべき事項及び消費者に求められる行動を整理。

まずは美味しく食べ切りましょう。食べ切れなかったらSDGs目標達成に向けて持ち帰りましょう！

利用規約
【目的・基本的考え方】

- 食品ロス削減はSDGsにおいても国際目標が設定され、我が国においても課題となっています。美しくお食事をご召し上がりいただくためには、お客様にまずその場で食べきって頂くことが重要であるものの、どうしても食べ切れなかったものについては、御座いますれば持ち帰って頂くことが食品ロス削減の有効な方法となります。そこで、当店は食べ切れなかった飲食物の持ち帰りの促進に取り組んでいます。
- 飲食物の持ち帰りにあたっては、一定の食中毒のリスクがあるので、お客様におかれては当店が御説明する衛生上の注意事項を十分御理解いただき、お客様の自己責任のもとに行ってください。
- 遵守事項：表面の注意事項を遵守してください。

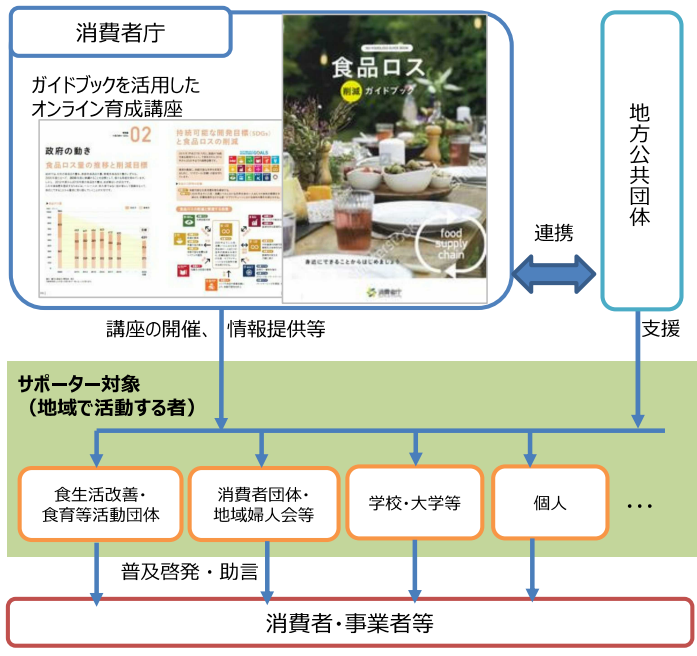
【確認事項】
お客様が飲食物をお持ち帰りされる場合には、お持ち帰りの願又はお持ち帰り後のお客様の行為に起因する食中毒又は異物混入による事故について、提供店では責任を負いかねますのでご了承ください。

普及啓発の促進に向けた人材育成 食品ロス削減推進サポーターについて

食品ロス削減推進法の基本方針・基本的施策（抜粋）

- ・食品ロスの削減に向けて、国民各層がそれぞれの立場において主体的に課題に取り組み、社会全体として対応していくよう、食べ物を無駄にしない意識の醸成とその定着を図っていくことが重要。
- ・地域等において食品ロスの削減を担う人材を育成するため、教材の開発、提供等を推進するとともに、食品ロス削減推進サポーター育成講座を定期的実施する。

食品ロス削減推進サポーター育成の体制イメージ



食品ロス削減推進サポーター登録の流れ

1. 消費者庁が開催する育成講座を受講
2. 講座を踏まえた試験を受験
3. サポーター登録の希望者は、消費者庁へ申請
4. 消費者庁は、手続きを経て、希望者を登録



サポーター登録人数 約4,250人※

※令和8年1月時点。登録は随時受付中

消費者庁から
情報提供等のフォローアップ

- サポーターの活躍（例）
- 地方公共団体が開催する食品ロス削減に関する講座
 - 自団体内で開催する学習会
 - 地域イベントでの啓発（イベント、ファーマーズマーケット、展示会等）
 - 学校現場でのSDGs、環境、社会、家庭科、食育等での出前授業
 - 地元の一般事業者への社員教育
 - 地元の食品事業者等への食品ロス削減に向けた取組の助言等

地域における取組事例

食品ロス削減に関する地方公共団体の事例

消費者庁HP:「令和5年度地方公共団体における食品ロス削減の取組について」<事例紹介>

大学生や障害福祉事業所と連携した 災害備蓄食品のアップサイクル(京都府)

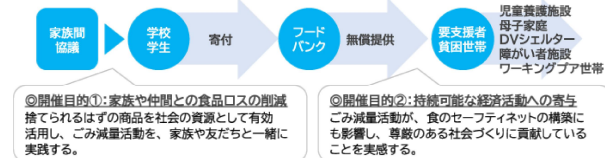
(地域色あるアップサイクル製品の一例) チップス、チーズケーキ、ワッフル



京都府では、災害備蓄の役割を終えた賞味期限が迫る「アルファ化米」を活用した商品開発を、障害福祉事業所が受託する業務の共同受注窓口を担う特定非営利活動法人京都ほっとはあとセンターと連携し実施。本企画に参加した障害福祉事業所は、食品ロス削減と同時に施設利用者の工賃向上を図った。

スクールフードドライブで寄附促進(札幌市)

<スクールフードドライブの仕組み>



札幌市では、令和5年度ごみ減量実践事業で実際にスクールフードドライブを実施。「食品ロス」や「食困」の社会課題に対して、学生が主体となって取り組み、ごみの減量や社会貢献に対する意識を醸成できるほか、家庭での会話や活動のきっかけづくり、地域コミュニティの形成などの効果も期待できる。



(スクールフードドライブで集まった食)

サステナブルファッションに関する先進的なモデル事業(令和3年度地方消費者行政に関する先進的モデル事業)

事業全体イメージ

パートナーシップでエシカル消費の推進活動

生産者・販売者・消費者を繋ぐ

中部エシカルプロジェクト 事務局(株)新東通信



尾張地方の繊維業で消費者が工場見学等により地場産業の歴史やサステナブルな取組を学び、未利用素材のアップサイクルによるファッションショーの実施等を通じ、持続可能な衣料に関わるバリューチェーン構築に繋げるモデル事業を実施

- 【消費者】地域と消費の繋がりを考えるきっかけになった
- 未利用素材の価値を感じた
- 【事業者】地場産業の発展、雇用創出につながった
- 取組を発信でき仕事の誇り、意欲になった

⇒モデル事業終了後も、プロジェクトに参加していたメンバーがそれぞれの強みを活かして活動を拡大中

エシカルファッションショー&トークショー



マルシェ(月1回開催)



令和8年度予算要求の概要

○消費者教育の充実・推進【0.8億円】

行政、事業者、業界団体、消費者教育コーディネーター及び教育の担い手等の関係者が参画する地域会議の開催や、事業者が実施する職域における従業員向け研修の拡充等により、消費者教育の地域ネットワークの構築・強化や様々な場での消費者教育の機会の充実を図る。また、グリーン志向消費の拡大も含むエシカル消費の普及・啓発による消費者の行動変容の促進を行う。加えて、カスタマーハラスメント対策として、引き続き、消費者の属性に対応した啓発資料等の活用促進を図るなど、公正で持続可能な社会の実現に向けた取組を推進する。

○食品ロス削減・食品寄附等の促進【0.6億円】

令和8年度からのフードバンク認証制度の本格運用に当たり、認証取得を目指すフードバンクへの取得に係る支援を実施する。また、「食品寄附ガイドライン」及び「食べ残し持ち帰り促進ガイドライン」の普及や定着を図るため研修会等を実施する。加えて、食品ロス削減の重要性に関する理解増進に向けた調査・普及啓発を行う。

(参考:令和7年度補正予算要求)

○食品ロスの削減・食品寄附の促進【1.3億円】

自治体・フードバンク等と連携した未利用食品の活用促進に向けたモデル事業の実施や、令和8年度早期にフードバンクの認証制度を開始予定であることを見据え、同認証の取得に向けた体制整備の支援を行う。

地方消費者行政強化事業

1. 重要消費者政策に対応する地方消費者行政の充実・強化（補助率：原則1/2※）

事業メニュー

※自主財源化の充実への取組が不十分な地方公共団体に対し、一部3分の1の補助率を導入。(1)の新たな相談支援システムへの移行経費は定額。

- (1) 消費生活相談体制の充実・強化（消費生活相談のデジタル対応（新たな相談支援システムへの移行に係る経費を含む。）、相談員業務のテレワーク化、指定消費生活相談員等による相談機能強化、対応困難者への対応力強化、広域連携の立上げ等）
- (2) 配慮を要する消費者（高齢者、障害者、外国人等）に対する相談・見守り体制の整備・運用
- (3) 消費者教育・啓発への取組
- (4) SDGsへの取組（**エシカル消費**、消費者志向経営、**食品ロス削減**等）
- (5) 法執行体制の強化、事業者のコンプライアンス確保への取組

○出前授業や講座実施・教材作成

○シンポジウムの開催

○普及啓発、実態調査

○食品ロス削減推進計画の策定

○フードバンク・フードドライブ活動支援

○食品ロス削減推進サポーター育成

など

2. 国の重要政策に係る消費生活相談員等レベルアップ事業（補助率：原則1/2※）

研修メニュー

- (1) 社会のデジタル化の進展・電子商取引の拡大への対応
- (2) 配慮を要する消費者（高齢者、障害者、外国人等）への相談対応
- (3) 消費者教育・消費者政策の普及啓発
- (4) 消費者
- (5) 対応困

3. 靈感商法を含めた悪質商法対策事業（補助率：定額）

事業メニュー

- (1) 消費者被害の防止・早期発見（消費者教育の推進・周知啓発、消費者安全確保地域協議会の構築、運営）
- (2) 消費生活相談等の機能強化（消費生活相談の機能強化、悪質事業者等への対応強化）

地方消費者行政推進事業（旧地方消費者行政推進交付金）（補助率：定額）

平成20年度に創設された地方消費者行政活性化基金の流れをくむ地方消費者行政推進交付金と同様の支援措置として、令和7年度（人口5万人未満の市町村は令和9年度）まで活用可能（相談員人件費にも活用可）。

事業メニュー

1. 消費生活相談機能整備・強化事業
2. 消費生活相談員養成事業
3. 消費生活相談員等レベルアップ事業
4. 消費生活相談体制整備事業
5. 市町村等の基礎的な取組に対する支援事業
6. 地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業
7. 消費者安全法第47条第2項の規定に基づく法定受託事務

<基調講演 5 >

「農林水産省における循環経済実現に向けた取組について」

農林水産省 九州農政局 生産部 環境・技術課

課長補佐 片岡聖一

農林水産省における 循環経済実現に向けた取組について

2026年2月13日
農林水産省

九州農政局生産部環境・技術課

循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行加速化パッケージ 概要

地域の循環資源を生かした豊かな暮らしと地域の実現

地域の再生可能資源の徹底活用

- 国民各層における資源循環ビジョン・モデルの共有※や地域への実装支援【経産、環境】
※産官学からなるサーキュラーパートナーズの活用や全市町村からなる資源循環自治体フォーラム創設
- レアメタルを含む小型家電など地域の循環資源の回収・再資源化の促進【環境、経産】
- **食品ロス削減**、サステナブルファッション、使用済おむつリサイクルの推進【消費者、農水、経産、環境】
- **新しい地方経済・生活環境創生交付金**等による地方公共団体の取組支援等【地方創生】
- 廃棄物や未利用資源などの地域資源を活用した**地域脱炭素**の推進【環境】
- 資源循環に資する「**地域生活圏**」の形成【国交】

農山漁村のバイオマス資源の徹底活用

- **地域の未利用資源**等を活用した農林漁業循環経済地域づくりに向けた支援【農水】
- **中高層**をはじめとする木造建築の推進や木質系新素材の技術開発の支援【農水、国交】

資源価値を可能な限り活用するまちづくり・インフラ整備

- **下水汚泥資源の有効利用の推進**、建設リサイクルの高度化【国交、農水】
- 長く使える住宅ストックの形成・空き家等の利活用・インフラ長寿命化の推進【国交】

循環経済型ビジネスの拡大

- 付加価値が高く利用しやすい**リユースビジネス**等※の支援【環境、経産】
※新たな売り方（リメイク、アップサイクル、シェアリング等）の促進、電子的なプラットフォームの活用（eコマース等）など
- 大阪万博での「**日本版CE**」の発信【経産、環境】

国内外一体の高度な資源循環ネットワークの構築

資源循環を促進する制度的対応

- **再生材利用拡大**、環境配慮設計の可視化・価値化等のための制度的枠組み構築
- **太陽光パネルのリサイクル**促進等に向けた制度的枠組み構築

製造業と廃棄物処理・リサイクル業（資源循環業）の連携強化による再生材供給拡大

- **再資源化事業等高度化法の認定事業**による製造業と資源循環業の連携強化【環境】
- 資源循環分野における**外国人材確保**【環境】
- 自動車向け再生プラスチック市場構築のための**産官学コンソーシアム**の形成【環境、経産】
- 事業者間で素材情報等を共有する**情報流通プラットフォーム**の構築支援【経産、環境】

高度な再資源化技術・設備に対する投資促進

- 高度な分離・回収技術やAI導入による**高効率な設備**等の技術開発・設備導入支援【環境、経産】
- **環境配慮の製品設計**等を可能とする技術開発への支援【経産】
- **バイオものづくり**の社会実装に向けた支援【経産】
- 持続可能な航空燃料（SAF）供給体制の構築促進【経産、国交、環境】
- 廃棄物処理施設を核にCO2等を資源として活用する**新たな循環産業の創出**【環境】

我が国をハブとする資源循環ネットワーク・拠点の構築

- **資源循環ネットワーク・拠点構築**に向けたF S事業（全国12カ所）実施や港湾の選定・整備【環境、国交】
- **不適正ヤードへの対応強化**等による金属スクラップの不適正な国外流出抑制等【環境、経産】
- **ASEAN諸国の電子スクラップ**の我が国での再資源化体制の構築【環境、経産】
- **アフリカ**における廃棄物管理プロジェクト形成支援等を通じた廃棄物インフラ輸出機会の創出【環境、国交】

資源循環市場の創出拡大に向けた国内外のルール形成

- 資源循環分野での**企業の循環性情報開示のスキーム（GCP）**等の国際ルール形成を主導【環境】
- **政府調達**における**循環性基準**の導入によるマーケットの創出支援【環境】

■全国各地で発生する廃棄物を循環資源として活用し、さらに、海外で発生する循環資源も取り込むことで、**新たな成長**を生み出す。

→循環経済関連ビジネス市場規模を2030年までに80兆円に拡大

→全国各地に存在する資源循環業の拡大、地域の課題解決を通じた**地方創生、質の高い暮らしの実現**

■循環資源を最大限活用し、安定的な再生材供給体制を整え、**資源循環型の新しいものづくり・輸出大国**の確立に貢献する

新たな食料・農業・農村基本計画のポイント（抜粋）【令和7年4月11日閣議決定】

食料安全保障の確保

環境と調和のとれた食料システムの確立

目標

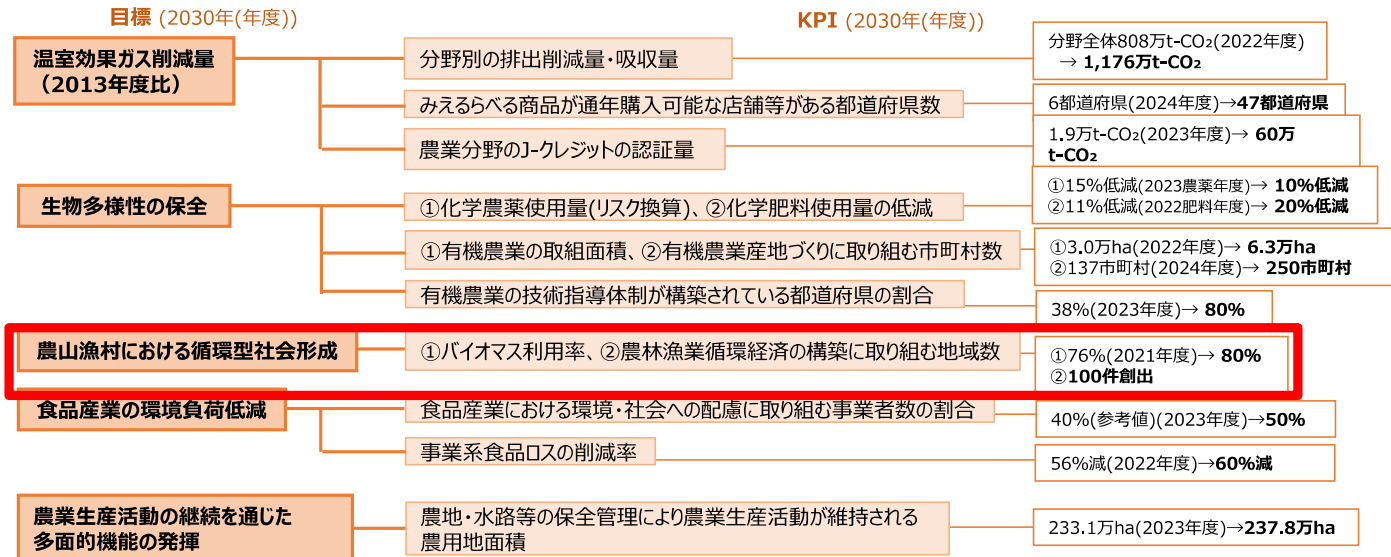
- 温室効果ガス削減量（2013年度比）
（削減量：1,176万t-CO₂）

多面的機能の発揮

「食料システム全体で環境負荷の低減」を図りつつ、多面的機能を発揮

- GXに取り組む民間活力を取り込み、脱炭素化、生産性向上、地域経済の活性化を同時に実現する「**みどりGX推進プラン(仮称)**」、新たな環境直接支払交付金やクロスコンプライアンスの実施を通じ、環境負荷低減の取組を促進
- バイオマス・再生可能エネルギー利用等の**農林漁業循環経済の取組を促進**
- 多様な者の参画等を得つつ、**共同活動を行う組織の体制の強化**により農業生産活動の継続を通じた多面的機能の発揮を促進

主な目標・KPI



2

新たな食料・農業・農村基本計画のポイント（抜粋）【令和7年4月11日閣議決定】

③農林漁業循環経済地域の創出

・バイオマスは、電気・熱、燃料への変換によるエネルギー利用や、プラスチック等の素材としてのマテリアル利用が可能であり、再生可能エネルギーとともに、**環境と調和のとれた持続可能な農林漁業の実現、地方創生や農山漁村の活性化、地球温暖化の防止、循環型社会の形成**といった我が国の抱える課題の解決に寄与するものである。

このため、先導地域を核として、**地域の未利用資源等を活用した「農林漁業循環経済地域」を全国に創出し、地域のバイオマスや再生可能エネルギーを地域の農林漁業関連施設や農業機械等で循環利用する、資源・エネルギーの地産地消の取組を推進**する。

ア) バイオマスの利用推進

これまで、**バイオマス活用推進基本計画**（令和4年9月閣議決定）に基づき、**バイオマスプラントの導入やバイオ燃料製造に係る支援、バイオマス産業都市の構築**（2024年度末：**104市町村**を選定）等を推進してきており、バイオマスの利用率は2021年度において約76%となっているが、更なる利用拡大が必要である。一方、持続可能な航空燃料（**SAF**）については、「航空脱炭素化推進基本方針」（令和4年12月策定）において、**2030年に本邦航空運送事業者による燃料使用量の10%をSAFに置き換える目標**が位置付けられている。このため、バイオマス産業都市の取組の推進や、地産地消型バイオマスプラントの施設整備、耕畜連携の推進等により、地域特性に応じて電気、熱、マテリアル、燃料等としてのバイオマス利用を進める。地域の農林漁業関連施設や農業機械等への燃料利用については、**「農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律」**（平成20年法律第45号）による**農林漁業者とバイオ燃料製造事業者の連携の促進**や、**資源作物の栽培実証**等を進めるとともに、SAFについては、関係省庁と連携して国産原料による製造や廃食用油の回収方法等の検討を進める。

●目標・KPIの検討案 KPI(2030年) 抜粋

- ・ **バイオマス利用率 (80%)**
- ・ **農林漁業循環経済の構築に取り組む地域数 (100件創出)**

3



みどりの食料システム戦略 令和3年(2021年)策定



～食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現～

- 地球温暖化対策や生物多様性保全など、食料システムにおける環境問題への世界的な対応が、2020年代に入りさらに進展。
- 我が国の農林水産業の生産現場においても、気候変動の影響や資材調達不安定化が年々深刻化。食料システムの持続性確保は喫緊の課題。
- こうした状況の下、農林水産省において、令和3年に「みどりの食料システム戦略」を策定。持続可能な食料システムの確立に向け、革新的技術の社会実装も踏まえ、長期的視点に立ったKPIを設定し、様々な施策を展開。また、アジア・モンスーン地域の持続的な食料システムのモデルとして国外へ発信。

戦略実現を支える主な制度

食料・農業・農村基本法 (R6改正)
食料・農業・農村基本計画 (R7改定)

「環境と調和のとれた食料システムの確立」が主要政策として位置付け

みどりの食料システム法 (R4制定)

- ✓ 農林漁業者が単独または共同で行う環境負荷低減の計画を都道府県知事が認定
 - 〔省エネ設備の導入、化学肥料・化学農薬の使用削減、有機農業等〕
 - ✓ 新技術の提供等を行う事業者の計画を国が認定
 - 〔農林漁業者だけでは解決がたい技術開発や市場拡大等〕
- ※ 融資の特例、国庫補助金の優先採択等のメリット措置を実施

環境配慮のチェック・要件化

全ての補助事業等で、最低限行うべき取組を義務化
※ 令和9年度から本格実施

環境直接支払交付金

環境配慮のチェック・要件化よりもさらに進んだ取組を支援
※ 令和9年度からみどりの食料システム法の認定に対する支援に移行予定



戦略実現に向けた主な取組

スマート農林水産業の推進・気候変動への適応
データを利用した可変施肥、高温耐性品種への転換等
にじのきらめき

J-クレジットの活用推進
中干し期間の延長、バイオ炭の施用等

環境負荷低減の取組の「見える化」
みえるらべるの普及、拡大

有機農業の推進
オーガニックビレッジの拡大、産地と消費地の連携等

国際的な展開
農林水産分野GHG排出削減技術海外展開パッケージ (通称: MIDORI∞INFINITY)
我が国が有するGHG(温室効果ガス)排出削減技術を海外へ展開
▶ 国際ルールメイキングにおけるプレゼンス発揮へ

農林水産業・食品産業における循環経済に関する取組 (地域の未利用資源等を活用した農林漁業循環経済地域づくりに向けた支援)

- 「みどりの食料システム戦略」(令和3年5月策定)及び「みどりの食料システム法」(令和4年7月施行)に基づき、調達から生産、加工・流通、消費に至るまでの持続可能な食料システムを構築。
- 農林水産業に由来する未利用資源から肥料やエネルギー等を生産し、地域内で利用する「農林漁業循環経済地域づくり」を推進。



農林漁業を核とした循環経済先導地域づくり

<対策のポイント>

- 農山漁村地域に賦存する資源・再生可能エネルギーの地域循環を進めることで、環境と調和のとれた持続可能な農林漁業を実現するとともに、地域の災害へのレジリエンスの強化、資金の地域外流出防止を図り、魅力ある農山漁村づくりを推進します。
- 地域の資源・再生可能エネルギーを地域の農林漁業で循環利用する包括的な計画を策定した市町村（農林漁業循環経済先導地域）において、農林漁業を核とした循環経済構築の取組を支援します。

<事業の内容>

- ### 1. 農林漁業循環経済先導地域づくりの推進
- 農林漁業循環経済先導地域づくりを推進する市町村等に対し、以下の取組を支援します。
- ① 農林漁業者、地方公共団体等の関係者による計画策定・体制整備
 - ② 課題解決に向けた調査・検討、地域人材の育成、栽培実証等
 - ③ 再エネ設備を効率的に運用するために必要な施設、附帯設備等（自営線、蓄電池、エネルギーマネジメントシステム（VEMS）等）、営農型太陽光発電設備の導入
- ※みどりの食料システム戦略推進交付金のうち、地域循環型エネルギーシステム構築により支援
- ### 2. 農林漁業循環経済先導地域づくりに向けた施設整備等（関連予算）
- 農林漁業循環経済先導計画に基づき行う施設の整備等を各種支援事業の優遇措置等により支援します。

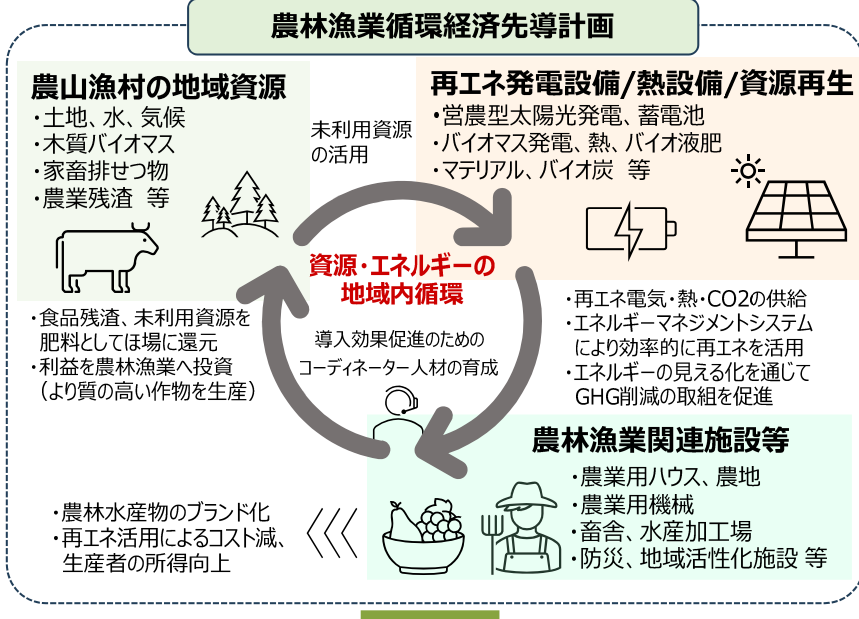
地域内の資源やエネルギーの循環利用に資する施設整備への支援

【支援事業】

- みどりの食料システム戦略推進交付金
 - ・地域循環型エネルギーシステム構築
 - ・バイオマスの地産地消
 - ・みどりの事業活動を支える体制整備 等
- 国内肥料資源利用拡大対策事業（一部）
- 農山漁村振興交付金（一部）
- 森林集約・循環成長対策（木質バイオマス・特用林産関係）
- 水産業競争力強化緊急事業（一部）
- 浜の活力再生・成長促進交付金（一部）

【優先枠 優遇措置】

<事業イメージ>



<事業の流れ>



環境と調和のとれた持続可能な農林漁業の実現、地域の災害へのレジリエンスの強化、資金の地域外流出防止による魅力ある農山漁村づくり

【お問い合わせ先】 大臣官房環境バイオマス政策課（03-6738-6479） **6**

みどりの食料システム戦略推進交付金のうち バイオマスの地産地消

令和8年度予算概算決定額 574百万円（前年度612百万円）の内数
〔令和7年度補正予算額 4,000百万円（前年度 3,828百万円）の内数〕

<対策のポイント>

地域のバイオマスを活用したエネルギー地産地消に取り組む事業者等が行う、バイオマスプラント等の調査、設計、実証、施設整備を支援するとともに、バイオ液肥散布車等の導入やバイオ液肥の利用促進のための取組等を支援します。

<事業目標>

- 化学肥料使用量の低減（72万トン（20%低減））〔令和12年〕
- 2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、農林漁業の健全な発展に資する形で、我が国の再生可能エネルギーの導入拡大に歩調を合わせた、農山漁村における再生可能エネルギーの導入〔令和12年〕
- バイオマスの利用率（80%）〔令和12年〕

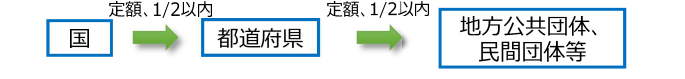
<事業の内容>

- ### 1. 地産地消型バイオマスプラント等の導入（事業化の推進・施設整備）
- 家畜排せつ物、食品廃棄物、農作物残渣等の地域資源を活用し、売電に留まることなく、熱利用、地域レジリエンス強化を含めた、エネルギー地産地消の実現に向けて、調査、設計、実証、施設整備（マテリアル製造設備を含む）、施設の機能強化対策、効果促進対策等を支援します。
- ### 2. バイオ液肥散布車等の導入（機械導入）
- メタン発酵後の副産物（バイオ液肥）の肥料利用を促進するため、バイオ液肥散布車等の導入を支援します。
- ### 3. バイオ液肥の利用促進
- ① 散布機材や実証ほ場を用意し、バイオ液肥をほ場に散布します。（散布実証）
 - ② 散布実証の結果に加え、バイオ液肥の成分や農作物の生育状況を調査・分析し、肥料効果を検証します。（肥効分析）
 - ③ 普及啓発資料や研修会等により利用拡大を図ります。（普及啓発）

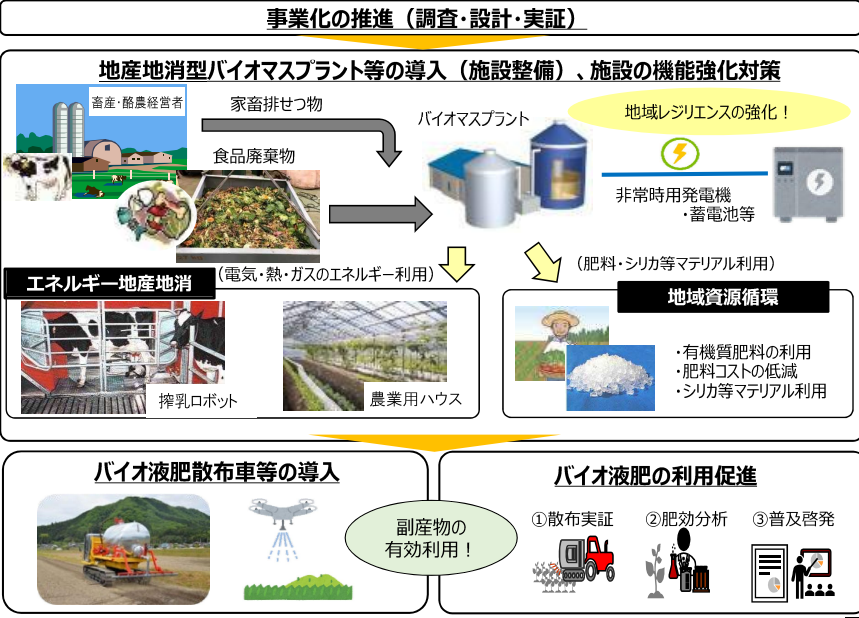
※以下の場合に優先的に採択します。

- ・みどりの食料システム法に基づく特定区域において取組を行う場合
- ・事業実施主体の構成員（農業者、民間団体等）が「みどり認定」等を受けている場合
- ・農林漁業循環経済先導計画に基づく取組を行う場合

<事業の流れ>



<事業イメージ>

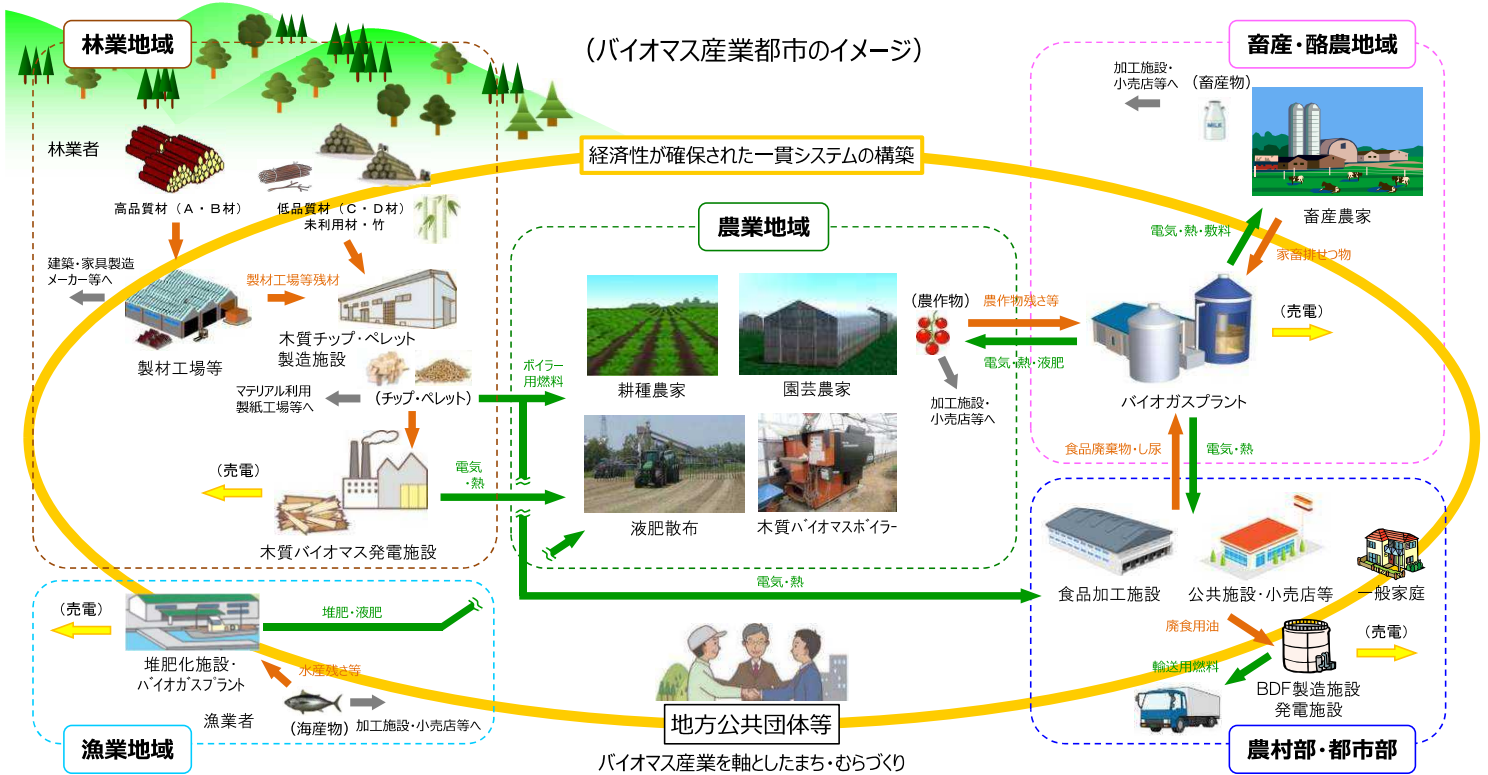


【お問い合わせ先】 大臣官房環境バイオマス政策課（03-6738-6479） **7**

バイオマス産業都市について

○ バイオマス産業都市とは、**経済性が確保された一貫システムを構築し、地域の特色を活かしたバイオマス産業を軸とした環境にやさしく災害に強いまち・むらづくりを目指す地域であり、関係7府省が共同で選定。**

※関係7府省：内閣府、総務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省



バイオマス産業都市の選定地域 (104市町村)

年度別選定地域数 (※市町村数)

H25		H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
1次	2次											
26	8	6	11	16	11	5	7	4	3	4	2	<u>1</u>

<> 内は選定年度 (①: 1次選定、②: 2次選定)
 青字は令和6年度選定地域

北海道ブロック (38市町村)

十勝地域 (19市町村)、下川町、別海町 <H25①>、釧路市、興部町 <H25②>
 平取町 <H27>、知内町、音威子府村、西興部村、標茶町 <H28>
 滝上町、中標津町、鶴居村 <H29>、稚内市、浜頓別町、幌延町 <H30>、八雲町 <R1>
 湧別町 <R2>、雄武町 <R3>、浜中町 <R4>

北陸ブロック (4市)

新潟県 新潟市 <H25①>、十日町市 <H28>
 富山県 射水市 <H26>、南砺市 <H28>

近畿ブロック (6市町)

滋賀県 竜王町 <R4>
 京都府 南丹市 <H27>、京丹波町 <H28>、京都市 <H29>
 兵庫県 洲本市 <H26>、養父市 <H30>

中国・四国ブロック (11市町村)

鳥取県 北栄町 <H30>
 島根県 奥出雲町 <H25②>、隠岐の島町 <H26>、飯南町 <H27>
 岡山県 真庭市、西粟倉村 <H25②>
 津山市 <H27>
 広島県 東広島市 <H29>
 世羅町 <R4>
 山口県 宇部市 <H29>
 香川県 三豊市 <H25①>

東北ブロック (13市町村)

青森県 平川市 <H28>、西目屋村 <H29>
 岩手県 一関市 <H28>、軽米町 <R1>
 宮城県 東松島市 <H25①>、南三陸町 <H25②>
 大崎市 <H27>、加美町 <H28>
 色麻町 <H29>
 秋田県 大湯村 <R2>
 山形県 最上町 <H27>、飯豊町 <H29>、西川町 <R5>

関東ブロック (12市町村)

茨城県 牛久市 <H25①>
 栃木県 茂木町 <H27>、大田原市 <H29>、さくら市 <R1>
 群馬県 上野村 <H29>、長野原町 <R4>
神奈川県 秦野市 <R6>
 山梨県 甲斐市 <H27>
 長野県 中野市 <R1>、長野市 <R3>
 静岡県 浜松市 <H25②>、掛川市 <H28>

東海ブロック (5市町)

愛知県 大府市 <H25①>、半田市 <H28>
 三重県 津市 <H25②>、多気町、南伊勢町 <R2>

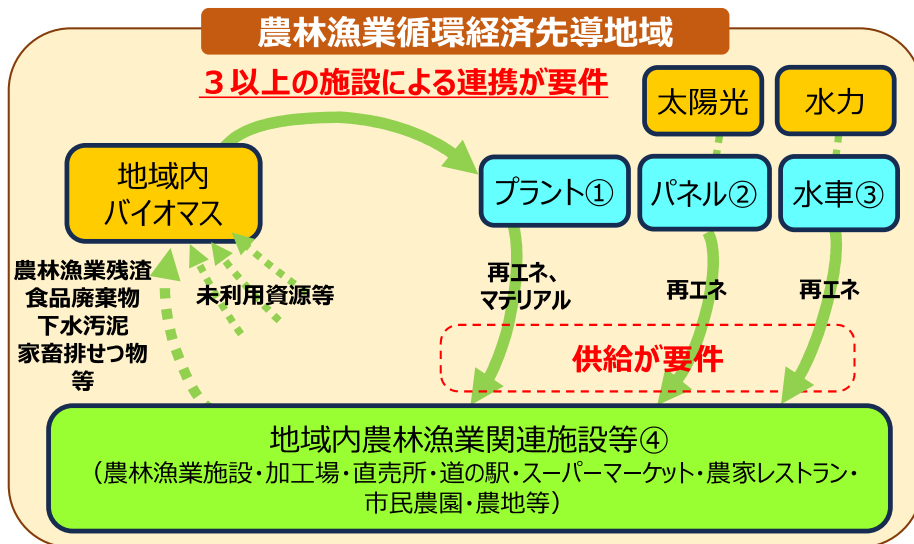
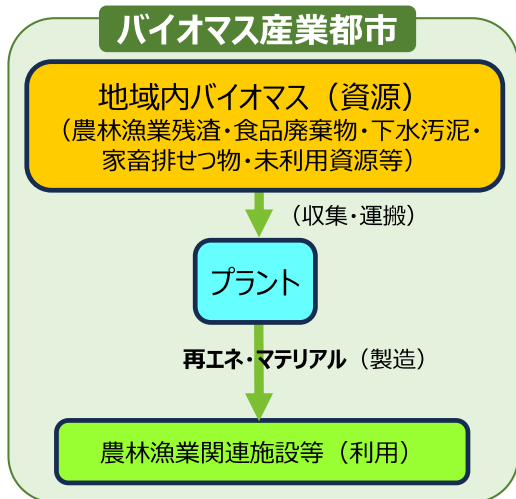
九州ブロック (15市町村)

福岡県 みやま市 <H26>、宗像市 <H27>、糸島市 <H28>、朝倉市 <R1>
 佐賀県 佐賀市 <H26>、玄海町 <R1>
 熊本県 南小国町 <R5>
 大分県 佐伯市 <H26>、臼杵市 <H27>、国東市 <H28>、竹田市 <R1>
 宮崎県 小林市 <H27>、川南町 <R3>
 鹿児島県 薩摩川内市 <H28>、長島町 <H28>

バイオマス産業都市と農林漁業循環経済先導地域

- **バイオマス産業都市**は、資源の収集・運搬・製造・利用までの経済性が確保された一貫システムを構築し、地域の特色を活かしたバイオマス産業を軸とした環境にやさしく災害に強いまち・むらづくりを目指す地域で、実施主体は市町村又は複数市町村、市町村・都道府県・民間団体の共同体
- **農林漁業循環経済先導地域**は、バイオマス・太陽光・水力など農山漁村で得ることができる再生可能エネルギーやマテリアル資源を地域の農林漁業関連施設等で利用し、環境と調和のとれた持続可能な農林漁業を実現するとともに、地域の災害対応力強化、資金の地域外流失防止を図ることにより、農山漁村の循環経済の確立、地方創生を目指す地域で計画主体は市町村
- 産業都市構想や先導地域計画に基づく取組で、国の支援事業を活用する際には優遇措置あり

【取組のイメージ】



ご清聴ありがとうございました。



「みどりの食料システム戦略」の詳細はこちらからご覧いただけます。

URL : <https://www.maff.go.jp/j/kanbo/kankyo/seisaku/midori/index.html>

< 基調講演 6 >

「循環経済の実現に向けた国土交通省の取組について」

国土交通省 総合政策局 環境政策課

環境政策企画官 笹川悠

循環経済の実現に向けた国土交通省の取組について

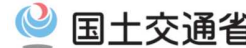
令和8年2月

国土交通省 総合政策局 環境政策課

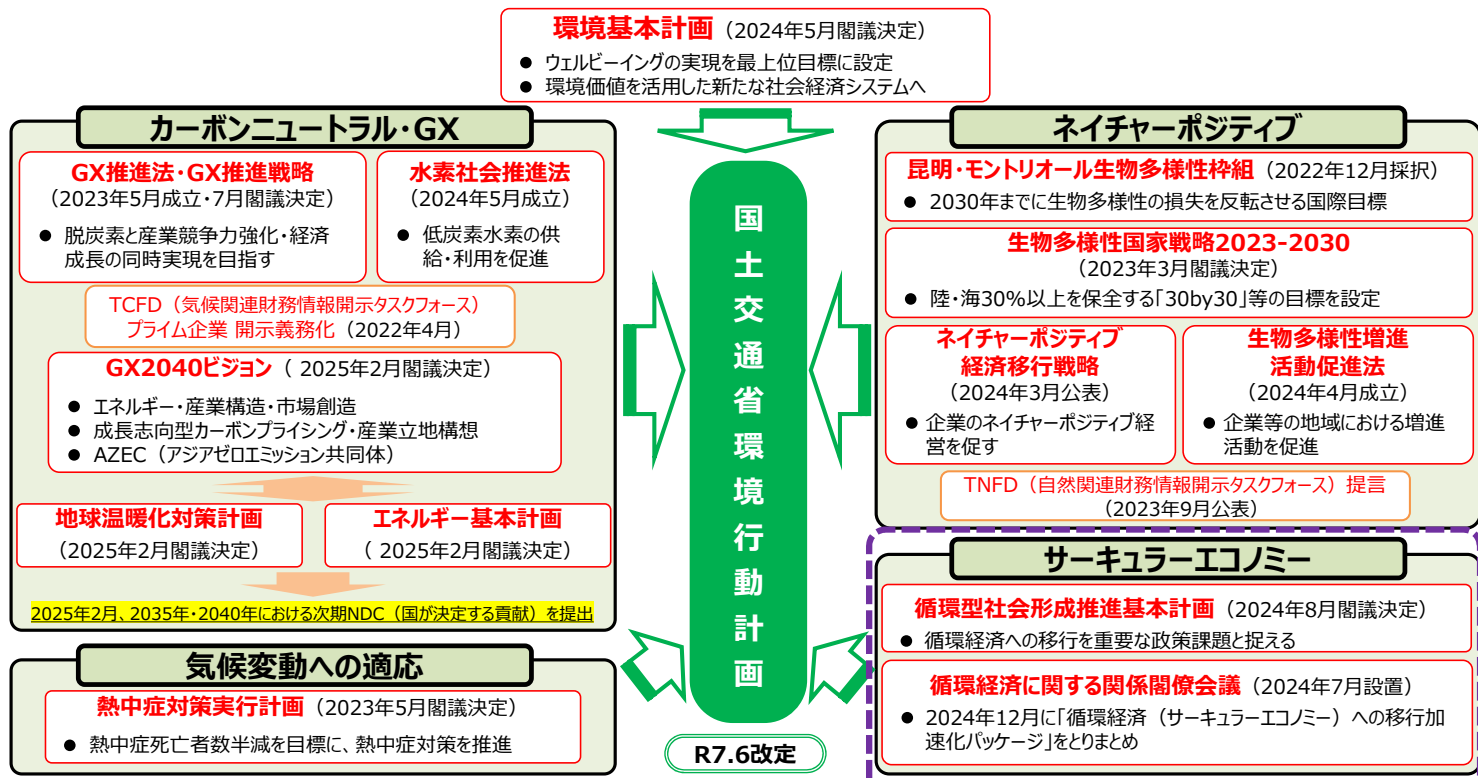


Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

国土交通省環境行動計画の改定について(背景)



- 政府の地球温暖化対策計画、エネルギー基本計画等の改定等を踏まえ、国土交通省の環境関連施策の実施方針を定める「環境行動計画」を改定（国土交通省グリーン社会実現推進本部（本部長は国土交通大臣）決定）。
- 「気候変動の緩和」、「自然共生、生物多様性の確保」、「循環型社会の形成」、「気候変動への適応」の実現に貢献するための施策を強化。



環境政策をめぐる情勢

<p>脱炭素の必要性の高まり</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆2050年カーボンニュートラルに向け、野心的なCO₂排出削減目標を設定(2030年:46%、2035年:60%、2040年:73%) ○GX推進戦略 →脱炭素と産業競争力強化・経済成長を両立するGXの推進 ○情報開示 →TCFD等、情報開示の動きが加速化 	<p>自然共生・生物多様性の機運増大</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆NbS(自然を活用して社会課題の解決に繋げる取組)やネイチャーポジティブ(生物多様性の損失を反転させる取組)の機運の高まり ○G7札幌 環境大臣会合(2023) →幸福などの恩恵をもたらすNbSの重要性強調 ○昆明・モントリオール生物多様性枠組(2022) →30by30を国際的目標として設定 	<p>循環経済の重要性の高まり</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆国際的に再生材利用拡大の動き ◆環境対策のみならず、経済安全保障や産業競争力の観点から重要性が高まり ○海外の再生材利用の拡大 EU廃自動車改正規則案(2023) →再生プラ25%使用義務化案等 ○資源ナショナリズムの動き →中国はレアアース輸出許可制を導入 	<p>気候変動の影響の顕在化</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆気候変動の影響により、水害、雪害、土砂災害等の自然災害が激甚化・頻発化、熱中症の深刻化 ○洪水発生頻度の予測 <table border="1" data-bbox="957 246 1197 291"> <tr> <td>気候変動シナリオ</td> <td>洪水発生頻度</td> </tr> <tr> <td>2℃上昇時</td> <td>約2倍</td> </tr> </table> <p>※ 降雨量変化倍率をもとに算出した、洪水発生頻度の変化の一般系における全国平均値</p>	気候変動シナリオ	洪水発生頻度	2℃上昇時	約2倍	<p>主な社会課題</p> <ul style="list-style-type: none"> <人口減少> ・急速に人口減少や空き家等の増加が進展 <東京一極集中> ・若者や女性が地方を離れる動き、「交通空白」 <インフラ老朽化> ・今後20年間で建設後50年以上経過する施設の割合は加速度的に高くなる見込み <担い手不足等> ・建設業や運輸業では担い手確保が課題 ・公共交通の確保は危機的な状況
気候変動シナリオ	洪水発生頻度							
2℃上昇時	約2倍							

<p>基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ○あらゆる国土交通政策の立案・実行において、環境政策との整合を図り、予算・税制・法令等の様々な手段を用いて政策を展開 ○環境政策が目指すウェルビーイングの向上を図りながら、国土交通省の任務を果たす 	<p>横断的視点</p> <ul style="list-style-type: none"> ①多様な主体による連携・協働 ②分野間連携による相乗効果 ③産業競争力強化との両立 ④予見可能性の確保(民間投資促進) ⑤社会課題との同時解決 ⑥新技術・DXの活用 ⑦国際展開
--	--

7つの重点分野

1. 徹底した省エネ・クリーンエネルギーへの移行、再生エネの供給拡大等の国土交通GXの推進

<<らじや経済の現場から脱炭素化を拡大>>

【徹底した省エネ】
・住宅・建築物の省エネ対策強化
・モーダルシフト、共同輸配送等、グリーン物流の推進
・「交通空白」解消等公共交通の利用促進
・渋滞ボトルネック解消

【グリーンエネルギーへの移行】
・次世代自動車の普及促進
・ゼロエミッション船、燃料電池鉄道車両、持続可能な航空燃料(SAF)等の導入促進
・EV充電施設・水素ステーションの設置、カーボンニュートラルポートの形成

【ライフサイクル全体での脱炭素化】
・建築物ライフサイクルカーボン算定・評価を促進する制度構築
・道路のライフサイクル全体の低炭素化、建設現場での低炭素型コンクリート等の活用

【再生エネの供給拡大】
・道路、空港、港湾、鉄道、公園、ダム、上下水道等、多様なインフラ空間で再生エネを供給(太陽光、洋上風力、水力等)
・ペロブスカイト太陽電池の実装

【吸収減対策の強化】
・都市緑化、ブルーカーボン生態系の活用

【次世代自動車の普及促進】
【EV充電施設の設置を促進】

2. 自然再生や人と自然が共生する社会づくり

<<グリーンインフラの活用が当たり前の社会に>>

【地域におけるグリーンインフラ活用】
・都市における良質な緑地確保、建築物・道路・低未利用地等の緑化
・雨庭・雨水貯留浸透施設の整備
・河川整備計画に河川環境の定置目標を位置づけ(生物の生息・生育・繁殖の場)の目標水準を設定
・ブルーインフラの保全・再生・創出

【拡大に向けた基盤づくり】
・経済界と一体となった国民的運動
・多様な効果を測る評価手法の確立
・ノウハウ標準化、中間支援組織支援、地域のスタートアップ創出、資金調達手法の創出等
・衛星画像の活用を含めた新技術・DXの活用
・国際展開

3. 再生資源を利用した生産システムの構築

<<国家戦略である循環経済への移行を加速>>

【循環資源の利用拡大】
・資源投入(投入量削減)
・下汚泥資源の肥料利用
・建設リサイクルの高度化(建設廃棄物を同種の製品として再生・利用)
・道路アスファルト再生技術のビジネス展開

【長寿命化等による廃棄物の発生抑制】
・「予防保全型」インフラメンテナンスの転換
・長期優良住宅の普及促進

【動静脈連携を支えるインフラ・基盤整備】
・循環経済拠点港湾の選定・整備
・地域を支える建設業・物流業の連携

4. 環境資源を基軸とした地域の経済社会づくり

<<環境対策は地域の成長戦略>>

【地域資源を活用したエネルギーの創出・地産地消】
・地域資源である木質バイオマス、下水汚泥、水力等の活用
・商用電動車の劣化バッテリーを再利用した再生エネ地産地消

【持続可能な地域の経済社会システムの構築】
・地域特性を活かしたグリーンな暮らし・まちづくり
・既存住宅・建築物の省エネ改修による地域産業活性化

5. 気候変動に適応できる社会の形成

<<気候変動の緩和と適応は車の両輪>>

・ハード・ソフト一体となった気候変動適応策(治水計画の見直し、流域治水の加速化・深化、防災気象情報の精度向上)
・生活環境向上に資するヒートアイランド・暑熱対策

6. 環境価値が評価される市場創出

<<広く国民が負担を分かち合う社会・市場づくり>>

・環境価値の見える化(輸送段階のGHG排出削減量の可視化等)
・環境価値を評価・認証する仕組みの活用・充実(優良緑地確保計画認定制度(TSUNAG)の運用、輸送事業者の削減努力が適切に評価される仕組みの検討等)
・クレジットの創出・活用(ブルーカーボン由来のカーボンのクレジット制度の充実、運輸部門カーボンのクレジットや自然クレジットの検討等)
・グリーン製品等の公共調達促進
・国民・企業の行動変容(公共交通の利用、荷主と連携したグリーン物流活用等)

7. グリーン社会を支える体制・基盤づくり

- ・関係省庁、自治体、産業界、学術界、市民、NPO等多様な主体の連携・協働のための場づくり
- ・デジタル技術・データ活用のための基盤整備
- ・国土交通GXを担う人材育成、環境教育、中間支援組織の活動促進、地域コミュニティの形成

毎年度、本計画の実施状況をフォローアップし、施策を充実

循環資源の利用の拡大 – 下水汚泥資源の肥料利用の推進

- 下水汚泥は、地産地消可能な貴重な国内資源。
- 農水省と連携したシンポジウムや、肥料の流通経路の確保に向けたマッチング支援等により、下水汚泥資源の肥料利用の拡大を推進。
- 公園や緑地等における下水汚泥の肥料利用促進に向けて、省内関係部局等と連携。

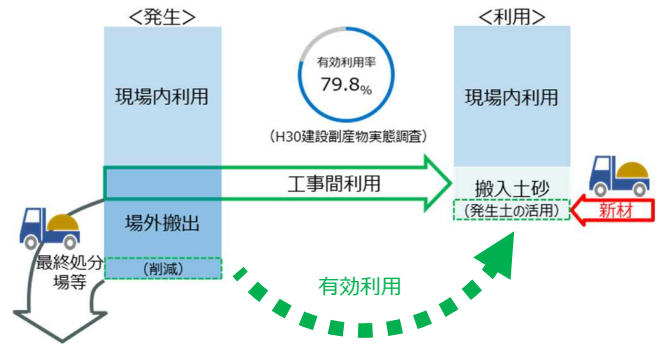
- ・ 2030年目標として、堆肥・下水汚泥資源の使用量を倍増。
- ・ 肥料の使用量(リンベース)に占める国内資源の利用割合を40%とする(2021年 25%)



《汚泥コンポスト化(佐賀市)》

建設発生土の有効利用促進

○再生資源である建設発生土の官民一体となった相互有効利用のマッチングを強化し、**現場内・工事間利用等の有効利用を推進。**



建設廃棄物のリサイクル推進

○建設廃棄物由来の再生資材の需給等の実態調査を踏まえ、**需要拡大のための取組を推進していく。**

○また、需要を踏まえて、**水平リサイクルの推進やCO2排出抑制等のリサイクルの質の向上を図っていく。**

＜水平リサイクルのイメージ＞



循環資源の生産の拡大

SAF(持続可能な航空燃料)の導入促進

○SAFサプライチェーンの構築や**国産SAFの国際認証取得**によるSAFの導入促進。

〔 2030年目標として、本邦航空会社における燃料使用量の10%をSAFに置き換える。 〕

＜SAF原料のイメージ＞



産業副産物等を利用したブルーインフラの整備

○CO2吸収源対策に資する藻場等の基盤となる

浅場・干潟や生物共生型港湾構造物の造成において、

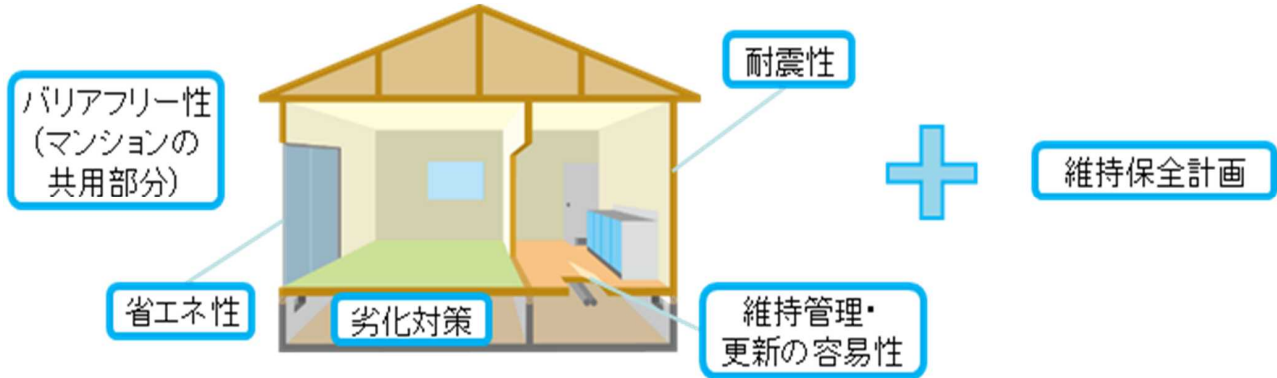
港湾工事等で発生する浚渫土砂やスラグ等の産業副産物の有効活用を促進。



- 住宅の構造や設備について、耐久性、維持管理容易性等の性能を備えた住宅(長期優良住宅)の普及促進。

※2024年度認定件数:新築約15万戸(新設戸建ての住宅着工戸数に対する割合は約39%)

〔2030年目標として、認定長期優良住宅のストック数約250万戸とする。〕
(2025.3累計実績約174万戸)



- 耐震性・省エネルギー性能・バリアフリー性能等を向上させるリフォームを推進。

6

- 空き家や空き地、マンションの空き室の流通の促進のため、令和6年6月に策定した「不動産業による空き家対策推進プログラム」を推進。
- 改正空家法に基づく取組等による、空き家の適切な管理や空き家の活用を促進。



(例)地域活性化のため、空き家を地域交流施設に活用

7

- 「予防保全型」のインフラメンテナンスへの早期転換を図り、
損傷が軽微なうちに修繕すること等により、建設廃棄物の発生抑制を実現。

予防保全：損傷が軽微なうちに修繕

路面を支える床版に、繰り返し荷重によるひび割れが発生



ひび割れの発生



対策例



炭素繊維シートの貼り付け

事後保全：損傷が深刻化してから大規模な対応



(床版下面)
床版の抜け落ち



(床版上面)
舗装土砂化

対策例



プレキャスト床版による
打ち替え

動静脈物流を支える連携の促進

－ 港湾を核とした物流システムの構築による広域的な資源循環の促進

- 物流機能や高度なリサイクル技術を有する産業の集積を有する港湾を
「循環経済拠点港湾(サーキュラーエコノミーポート)」として選定・整備。

